

事業計画書

社会状況が不安定で一向に改善する気配が感じられない環境の中、社会的孤立や孤立死、生活困窮等の課題が山積し、社会的弱者にとっては厳しい状態となっています。このような地域の課題が多い時には社会福祉協議会が果たしていくべき役割も大きくなって来ると考えます。社会福祉協議会の使命「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」を再確認しながら各種事業を推進します。

地域の福祉活動の基となる27年度にスタートします2次の地域福祉活動計画の策定に向けてアンケート調査と住民懇談会を実施します。市の地域福祉計画と一体的な計画にすることに加えて市とのパートナーシップによる地域福祉を推進するため市と共同して策定することといたします。尚、住民懇談会につきましては地域の考えを計画に反映するとともに地域の課題をともに協議する機会として、また今後の地域と社協の緊密な協働につながるよう実施して参ります。

また、法人化45周年を迎えるにあたり福祉大会を開催し、お世話になった皆様に感謝をお伝えするとともに地域の福祉力向上を願って市民を対象に福祉への理解を深めていただくために講演会を実施いたします。

ボランティア事業の拡大を図るため、多くの市民にボランティア活動についての理解を促進するため23年度に続きボランティアフェスティバルを開催します。

今、大きな課題となっております生活困窮者への支援につきましては、積極的に取り組むべき課題であると考えますので、その第一段階として関係機関との連携について検討して参ります。

平成25年度の重点項目としては以下のとおりとします。

《 重点項目 》

1. 地域福祉活動計画に基づいた地区福祉委員会と小地域ネットワーク活動の推進
2. ボランティアセンターを活用したボランティア事業の推進
3. 地域及び関係機関との連携強化による地域包括支援センター事業の推進
4. 人権を尊重した総合相談事業及び日常生活自立支援事業、CSW 設置事業等の推進
5. 利用者が必要とされる社会福祉センター管理運営事業の推進
6. 当事者団体や地域自立支援協議会等関係機関との連携強化
7. あらゆる機会を活用した広報の推進

〔1〕 法人運営関係

法人の核となる理事・評議員との連携を深め、社協組織の強化を目指し、市民に必要とされる法人運営に取り組んでいく。

1. 理事会

| | |
|--------------|-----|
| (1) 定例理事会の開催 | 10回 |
| (2) 定例三役会の開催 | 随時 |
| (3) 担当理事会の開催 | 随時 |
2. 評議員会

| | |
|---------------|----|
| (1) 定例評議員会の開催 | 2回 |
|---------------|----|
3. 研修会

| | |
|--------------|----|
| (1) 理事・監事研修会 | 1回 |
| (2) 評議員研修会 | 1回 |
4. 社協事業会計監査の実施 1回

〔2〕 地域福祉事業の推進

地域に暮らす誰もが安心して暮らせる街づくりを目指し、引き続き市内全地区に設置している地区福祉委員会と連携を取りながら、住民が主体となって地域の要援護者を見守る小地域ネットワーク活動に取り組むとともに、災害救援マニュアルに沿った役職員参加型の災害シミュレーションの実施や、地域における図上訓練や防災訓練の支援をしていく。

また、障害者社会参加促進事業については、モデル事業最終年度であり、地域（支部）単位での継続した地域ふれあい交流会の開催を目指す。

さらに、27年度は「市地域福祉計画」並びに「社協地域福祉活動計画」の見直し年度でもあることから、市と連携協働しながら住民アンケートや地域懇談会を開催し、泉佐野市独自の地域福祉活動計画の策定を目指す。

1. 連絡会の開催

| | |
|-------------------------|------|
| (1) 地区福祉委員会連絡会の開催 | 4回 |
| (2) 子育てサロン実施地区連絡会の開催 | 1回 |
| (3) 支部連絡会の開催 | 1回 |
| (4) 地域福祉活動計画策定の地域懇談会の開催 | 地区毎に |
2. 講習会・講座・研修会の開催

| | |
|------------------------|----|
| (1) 小地域を支えるボランティア講座の開催 | 1回 |
| (2) 子育てサロン実施地区研修会の開催 | 1回 |
| (3) 先進地視察研修会の開催 | 1回 |
| (4) 小地域ネットワーク活動報告集会の開催 | 1回 |
3. 助成金の交付

| | |
|----------------------|--|
| (1) 地区福祉委員会活動助成金の交付 | |
| (2) 子育てサロン立ち上げ助成金の交付 | |

4. その他

- (1) 地区活動の社協だよりへの差し込みによる広報（6月・10月・2月）
- (2) 協力員ボランティア保険の加入
- (3) 地区福祉委員会活動マニュアルの増刷
- (4) 地域あんしんシステム事業
- (5) 他機関、研修会・講習会への参加

〔3〕災害に強い街づくり事業の推進

来るべく災害に備え、平時から災害意識の高揚に努め、災害発生時には迅速に対応する為に社協災害救援マニュアルの理解に努め、関係機関と連携を取りながら災害に強い街づくりを目指す。

1. 関係役職員を対象とした災害発生時のシミュレーションの実施
2. 地区福祉委員会単位でのシミュレーションの実施
3. 自主防災組織立ち上げに向けての地域支援
4. 図上訓練用マップの提供及び防災訓練の支援
5. 災害発生地への職員派遣
6. 他機関、研修会・講習会への参加

〔4〕ボランティアセンター事業の推進

めまぐるしく変わる社会情勢の変動により、ボランティア活動の必要性が高まる一方、ボランティア活動に対する関心が希薄化してきているため、ボランティアフェスティバルの開催や、新規ボランティアの発掘、登録ボランティアのスキルアップ等の講座及び研修会の開催、壊れたおもちゃを無料で修理する、新たなボランティアグループの立ち上げを目指し養成講座も開催する。

昨年から実施してきた、在宅要援護者への個別ボランティア事業の強化と、誰もが気軽に集えるボランティアセンターを目指しほっとサロンを開催する。

1. ボランティアセンター事業
 - (1) ボランティアセンター運営委員会の開催 4回
 - (2) ボランティア運営委員視察研修会の開催 1回
 - (3) ボランティアセンターの定期的清掃 3回
 - (4) ボランティアセンター登録施設(団体)連絡会の開催 2回
 - (5) 登録ボランティアへの名札の配付
 - (6) ボランティア保険の説明と加入
 - (7) 善意銀行のPRと年間配分計画の答申・払出し
 - (8) ひとことポスト設置の充実
 - (9) 関係機関団体等との連携及び支援
 - (10) 市民を対象としたボランティアグループへの活動助成金の交付
2. サロン・ド・ボランティア推進事業
 - (1) サロン・ド・ボランティアの開設 12回

(12月はサロン・ド・クリスマス開催)

- | | |
|-----------------------------|------|
| (2) ボランティアアドバイザー連絡会の開催 | 1 2回 |
| (3) 登録施設(団体)によるミニ研修の開催 | 1 1回 |
| (4) サロン・ド・ボランティア喫茶担当者連絡会の開催 | 1 回 |
| (5) アドバイザーによる相談及び連絡調整の充実 | |
| 3. ボランティアグループ事業 | |
| (1) 登録ボランティアグループ連絡会の開催 | 2 回 |
| (2) 朗読ボランティア連絡会の開催 | 1 回 |
| (3) 備品・活動スペースの無償提供 | |
| (4) 社会福祉協議会が実施する事業への参画 | |
| 4. 広報・啓発の強化事業 | |
| (1) 『いずみさのボランティアセンター通信』の発行 | 3 回 |
| (2) 『ボランティアニュース』の発行 | 3 回 |
| (3) 広報部会の開催 | 随時 |
| (4) ホームページの充実 | |
| (5) 活動の写真パネル作成と展示 | |
| 5. 講座及び研修会等の開催事業 | |
| (1) (仮称) おもちゃ修理隊グループの立ち上げ | |
| ①養成講座の開催 | 3 回 |
| ②おもちゃ病院見学会の開催 | 1 回 |
| ③ボランティアメンバー連絡会の開催 | 1 回 |
| ④グループの設立総会 | 1 回 |
| (2) ボランティア入門講座の開催 | 2 回 |
| (3) はじめてのボランティア講座の開催 | 1 回 |
| (4) ボランティアステップアップ講座の開催 | 1 回 |
| (5) ボランティアへの認知症サポーター養成講座の開催 | 1 回 |
| (6) ボランティア研修・交流会の開催 | 1 回 |
| (7) 府社協共催ボランティア体験プログラムへの協力 | 1 回 |
| 6. 各種イベントの開催 | |
| (1) 社協チャリティバザーの開催 | |
| (2) 社協ふれあいクリスマス会の開催 | |
| (3) 障がい児者ふれあい交流会の開催 | |
| (4) 障がい者社会参加促進事業への参画 | |
| (5) ボランティアフェスティバルの開催 | |
| (6) ほっとサロンの開催 | |

〔5〕総合相談事業の推進

身近な相談窓口として心配ごと相談所を関連団体の協力によって開設する。

1. 心配ごと相談所の開設
 - (1) 開設日 毎週1回（月曜日・午後1時～4時）
 - (2) 心配ごと相談所連絡会の開催 1回
 - (3) 心配ごと相談員研修会の開催 1回
 - (4) 心配ごと相談所の啓発 随時

〔6〕コミュニティソーシャルワーカー（CSW）設置事業の推進

複雑な課題を抱えた方への相談による支援を行い、必要に応じ各専門機関につなぐ。

1. 心配ごと相談所への助言、連絡調整
2. 地区福祉委員会への参加・協力

〔7〕在宅福祉活動の推進

在宅の高齢者や障がい者等の人たちが、安心して生活できるように地域住民の福祉ニーズに適応した在宅福祉活動を支援する。

1. 高齢者（世帯）給食サービス事業の実施
 - (1) 配食日 普通給食（週1回・火曜日／昼食）
おせち料理（12月31日／大晦日）
 - (2) 配食数 年間約3,000食（80食×38回・おせち料理含む）
 - (3) 高齢者（世帯）給食希望調査
 - (4) 判定委員会の開催 随時
 - (5) 施設（団体）連絡会の開催 2回
 - (6) 調理補助ボランティア連絡会の開催 1回
 - (7) キイステーション連絡会の開催 1回
2. 福祉車両及び車椅子の貸し出し
 - (1) 福祉車両及び車椅子の貸し出しPR
 - (2) 福祉車両及び車椅子の整備・点検

〔8〕地域包括支援センター事業の推進

地域包括支援センター事業では、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が続けられることを目的に活動を行う。

本年度は、地域での教室などで介護予防についての理解をさらに広げていくとともに、高齢社会の進展によるニーズの増加や、単身世帯や認知症の人の増加を見据えて、介護・医療・見守りなど様々な生活支援や権利擁護などを地域において包括的継続的に進めることができるよう事業展開する。

1. 支援の基盤整備
 - (1) 地域包括ケア会議の開催
 - (2) 高齢者虐待防止ネットワーク会議の開催
 - (3) 在宅介護支援センターや地域関係機関との連携した活動
 - (4) 地域包括支援センターの広報

2. 総合相談・権利擁護
 - (1) 高齢者の総合相談、相談後の対応
 - (2) 成年後見制度の活用支援
 - (3) 高齢者虐待への対応・防止活動
 - (4) 消費者被害防止活動
 - (5) 認知症高齢者に対する支援活動
 - ・市町村認知症施策総合推進事業
 - ・認知症サポーター養成
 - ・徘徊 SOS ネットワーク事業等
3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援
 - (1) 介護支援専門員に対する個別および体制構築
 - (2) サービス担当者会議開催支援
 - (3) 事業者向け研修の開催
4. 介護予防マネジメント
 - (1) 要支援者・2次予防事業対象者に対する介護予防ケアプランの作成
 - (2) ケアプランに対するモニタリング・評価
 - (3) 給付管理請求業務
 - (4) 居宅介護支援事業者との連携
 - (5) 介護予防推進活動
5. 介護予防事業
 - (1) 介護支援サポーター事業

〔9〕 広報宣伝活動の推進と備品の貸し出し

社協についての理解を高めるため社協活動を周知し、必要な人が福祉施策を利用出来るよう的確な福祉情報を提供する。また、社協の関係機関等に対して福祉活動の充実を目指し備品等を貸し出しする。

1. 広報紙『社協だより』の発行と配布 年5回
2. 社協『ホームページ』による福祉情報の発信
3. 福祉啓発 DVD 等の貸し出し
4. 社協備品の貸し出し
5. その他、社会福祉に関する情報の提供

〔10〕 日常生活自立支援事業の推進

判断能力の十分でない高齢者や障がい者の生活にかかわる相談に応じたり、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等、日常生活のサポートを行い要介護者の自立支援を推進する。

1. 日常生活自立支援事業の利用促進
 - ・啓発活動と適切な利用者支援
2. 日常生活自立支援事業関連制度との連携推進
 - ・成年後見制度の情報提供と利用支援

〔11〕 社会福祉協議会会員組織の充実と自主財源の強化

市民の地域福祉活動に対する理解と認識をより一層深め、“社協会員”の継続加入と新規加入を促進し、自主財源の確保をはかる。

〔12〕 共同募金事業の推進

地域福祉活動を支えると共に「たすけあいの精神」を伝える募金活動を推進する。

〔13〕 低所得世帯への支援

低所得世帯の自立を支援する大阪府社協の実施する大阪府生活福祉資金等の貸付業務を実施する。

〔14〕 民生委員児童委員活動との連携強化

泉佐野市民児協では、住民の立場に立った「寄り添う」身近な相談・支援活動を行っている。また、従前からの高齢者や障がい者の方への支援や、子育てや子どもの見守り活動、さらには災害に備えたまちづくりに取り組むなど、地域福祉の推進に努めている。引き続き民生委員児童委員協議会と協働で、必要な支援を行うことを推進する。

〔15〕 市立社会福祉センターの管理運営

地域福祉を推進する活動拠点として、また住民の福祉推進の場である当センターの管理運営は、泉佐野市から当社協が受託して8年目を迎える。市民に親しまれる“福祉センター”となれるよう次の項目に留意して運営を推進する。

1. 市民の誰もが気軽に集え、安全に利用しやすい環境づくりに努める。
2. 効果的・効率的に施設の維持管理をするとともに、経費の節減に努める。
3. 職員と利用者が協働して、人権と防災意識の高揚に務める。
4. 高齢者・障がい者の交流機会づくりに努める。